

添付法令資料 4 :

ベトナム社会保険法（目次）

24.06.29 可決 法律第 41/2024/QH15 号／25.07.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 9 条）
- 第 2 章 社会保険に関する機関、組織及び個人の権利及び責任並びに社会保険実施組織
 - 第 1 目 社会保険に関する機関、組織及び個人の権利及び責任（第 10 条ないし第 15 条）
 - 第 2 目 社会保険実施組織（第 16 条ないし第 20 条）
- 第 3 章 社会定年退職手当（第 21 条ないし第 24 条）
- 第 4 章 強制社会保険及び任意社会保険の加入登録並びに徴収及び支払いの管理
 - 第 1 目 強制社会保険及び任意社会保険の加入登録（第 25 条ないし第 29 条）
 - 第 2 目 強制社会保険及び任意社会保険の徴収及び支払いの管理（第 30 条ないし第 41 条）
- 第 5 章 強制社会保険
 - 第 1 目 疾病制度（第 42 条ないし第 49 条）
 - 第 2 目 出産制度（第 50 条ないし第 63 条）
 - 第 3 目 定年退職制度（第 64 条ないし第 83 条）
 - 第 4 目 死亡制度（第 84 条ないし第 93 条）
- 第 6 章 任意社会保険
 - 第 1 目 出産手当（第 94 条ないし第 97 条）
 - 第 2 目 定年退職制度（第 98 条ないし第 107 条）
 - 第 3 目 死亡制度（第 108 条ないし第 115 条）
- 第 7 章 社会保険基金
 - 第 1 目 社会保険基金の形成及び使用（第 116 条ないし第 120 条）
 - 第 2 目 社会保険基金投資（第 121 条ないし第 123 条）
- 第 8 章 補充定年退職保険（第 124 条ないし第 127 条）
- 第 9 章 社会保険に関する不服申立て、告発及び違反処理（第 128 条ないし第 132 条）
- 第 10 章 社会保険に関する国家管理（第 133 条ないし第 138 条）
- 第 11 章 施行条項（第 139 条ないし第 141 条）